

2026年度 (2026年4月1日～2027年3月31日開催の行事用)

老連専用「行事保険」パンフレット

行事(レクリエーション)参加中の傷害事故を補償する保険です。

申込締切は行事開催日の1週間前

行事参加者が、行事参加中(※1)、およびその行事の所定の集合・解散場所と自宅との往復途上(※2)で、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたとき、または熱中症になったときに保険金が支払われます。

(※1) 行事に参加するために所定の場所に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ責任者の管理下にある間をいいます。

(※2) 行事参加者(被保険者)が行事に参加する目的をもって住居を出発する前にご契約者の管理する名簿により、行事参加者(被保険者)が確定していることと、行事開催日、場所等活動状況が客観的資料により行事開催日前日までに確定できることが必要です。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。老連専用「行事保険」申込書の記入事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記入漏れ、記入誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

1 保険金お支払いの対象となる事故例



グラウンド
ゴルフの
大会中に
ケガをした。



ハイキングに
参加中に
転倒して
ケガをした。



スポーツ大会中に
熱中症で倒れて
入院をした。

…など

2 主な対象行事(ここに掲載のない行事は、全老連保険係までお問い合わせください)

スポーツ大会(遊戯・ラジオ体操・ボール遊び等の危険度の小さい大会)・グラウンドゴルフ・ペタンク・クロッケー・ゲートボール・ハイキング・ウォーキング(歩こう会)・社交ダンス・輪投げ・体力測定・老人大学校等講座・会議研修会・友愛活動・演芸会・交流会・囲碁将棋・清掃奉仕(機械での草刈り作業を伴う清掃は対象外)・日帰り旅行(宿泊旅行は不可)

3 ご加入できる条件

- (1) 契約者である全国老人クラブ連合会に連なる都道府県・指定都市および市区町村の連合会がご加入できます。
市区町村の連合会は都道府県・指定都市老連に登録の老連名でお申込みください。学区や支部、および単位老人クラブからのお申込みはお受けできません。
- (2) 名簿により客観的に参加者(被保険者<保険の対象となる方>)が確定できる日本国内の行事が対象となります。
(申込時に名簿の提出は不要です。事故発生時は名簿の提出が必要となりますので備付ください。)
- (3) 行事参加者全員を対象とします。ただし、報酬を伴う職業(老連職員等)として参加する方は補償対象外ですので、申込参加人数から除外してください。
- (4) 宿泊を伴う行事はご加入できません。
- (5) 1行事1日50名以上の行事を対象とします。
- (6) 行事当日に限り準備・後片付けも対象となります。ただし準備・後片付けのみの場合は対象となりません。
- (7) 雨天等による日程の変更は可能です。行事中止の場合は保険料をお戻し(送金手数料加入者負担)します。ただし変更・中止は事前にFAXでの届出が必要です。
- (8) 対象事故発生時には、申込団体のご担当者様にケガをされた方の諸手続きをお手伝いいただくことになります。

4 保険料と補償内容

●補償期間(保険期間)は、老連専用「行事保険」申込書にご記入の開催日の午前0時から当日午後12時までです。

補償額 1日あたりの保険料 (団体割引5%適用)	補償額(保険金額)*1			
	死亡・後遺障害	入院保険金日額*2	通院保険金日額	熱中症危険補償
50円:1人1日	650万円	7,000円	4,000円	○

*1 この保険には熱中症危険補償が含まれております。医師の診断によって熱中症となった場合に、死亡・後遺障害保険金、入院保険金日額、手術保険金、通院保険金日額が補償されます。

*2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の場合があります。

(注)上記保険料は、団体割引5%を適用しております。団体割引が適用されない場合は保険料が変更になる可能性があります。
なお表面の②主な対象行事に記載のない行事につきましては、保険料が変更となる場合がありますので、全老連保険係までお問合せください。

5 加入方法とご注意

重要

(1) 申込締切日

「行事開催日の1週間前」(締切厳守)

行事開催日以外での「準備・後片付け」は対象となりません(3.「ご加入できる条件」を参照)

(2) 申込手順

①郵便局備付の「青色払込取扱票」に必要事項を記入し、申込締切日までに下記の口座に保険料の払い込みをお願いします。

口座記号番号:00100-0

口座番号:0880755

口座名称:全老連 行事保険係

【払込時のご注意】

保険料から払込手数料を差引かないでください。払込手数料は自己負担です。

②老連専用「行事保険」申込書に必要事項を記入して申込締切日までにFAX送信してください。(FAX番号03-3597-8767)

365日・24時間受付

※予備日は記入しないでください。

※FAX送信状は不要です。

※申込書は本紙と同封したものをコピーして使用してください。

老人クラブ保険ホームページの「老連専用保険申込関係書類」からダウンロードすることもできます。

(3) 申込後のお願い・ご注意

①保険会社および全老連から領収証・被保険者票は発行されません。保険料払込時の振替払込請求書兼受領証と全老連保険係からFAXにて返信した受付印のある申込書を保管してください。

②ご加入内容の変更等を行う際には、以下の締切日より前にご連絡ください。

・人数変更 → 行事開催日の1週間前まで

・日程/行事名変更 → 行事開催(時間の)前まで

(4) 雨天などによる日程変更や行事中止の場合は、変更前の行事開催日(時間)前までに、**受付印のある申込書に記入の上、全老連保険係へFAXしてください。**

6 団体包括契約の特徴

公益財団法人全国老人クラブ連合会(以下、全老連)が、各老人クラブ連合会からの申込を取りまとめて、引受保険会社と保険契約を締結します。(団体包括契約)

(1) 団体割引の適用で保険料が割安です。

(2) 郵便局備付の「青色払込取扱票」に必要事項を記載し、保険料の払込手続き、申込書のFAX送信で加入できます。

〈注1〉老連専用「行事保険」とは行事参加者の傷害危険担保特約、往復途上傷害危険担保特約付帯傷害保険のペットネームです。

〈注2〉老連とは全国老人クラブ連合会に連なる、都道府県・指定都市および市区町村老人クラブ連合会です。

〈注3〉保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合につきましては、後記の「補償のあらまし」をご覧ください。

7 補償のあらまし

■行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険(往復途上傷害危険担保特約付帯)

＜補償の概要＞ ※補償の概要はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください)。

老連専用「行事保険」申込書記載の行事に参加している間*1およびその行事の所定の集合同所または解散場所と被保険者(保険の対象となる方)の住居との通常の経路往復中に、被保険者(保険の対象となる方)がケガ*2*3をした場合に保険金をお支払いします。

*1 行事に参加している間とは次をいいます。

被保険者が行事に参加するため所定の集合同所に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。ただし、いかなる場合においても宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除きます。

*2 ケガとは急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 *2にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険契約者または保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転 や 酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り*3。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用器具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ 等

このパンフレットは行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等は、全国老人クラブ連合会保険係までご連絡ください。

ご加入の際のご注意

- ①告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)等については、重要事項等説明書をご確認願います。
- ②ご契約内容および事故報告内容の確認について:損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、下記引受保険会社にお問い合わせください。
- ③被保険者名簿の備付について:ご加入にあたっては、被保険者(保険の対象となる方)の名簿を常に備え付けていただく必要があります。
- ④前年度ご加入の場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。
ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、全国老人クラブ連合会保険係まですぐにご連絡ください。
なお、本パンフレットの内容は2026年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

ご加入後のご注意

- ①通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務)については、重要事項等説明書をご確認願います。

もし事故が起きたときは……

- ①事故の通知:事故が発生した場合には、30日以内に全老連保険係にご連絡ください。
 - ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ※保険金請求時には、普通保険約款に定める書類の他に、行事の主催者またはこれに準ずる方が発行する行事参加中の事故であることの証明書を提出いただきます。

この保険は公益財団法人全国老人クラブ連合会をご契約者とし、各行事参加者を被保険者(保険の対象となる方)とする行事参加者の傷害危険担保特約、往復途上傷害危険担保特約付帯傷害保険の包括契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は、原則として公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。

代理店は、保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約については、保険会社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは行事参加者の傷害危険担保特約、往復途上傷害危険担保特約付帯傷害保険をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である全国老人クラブ連合会の代表者にお渡しします。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等は、全老連保険係までお問い合わせください。

お問い合わせ・事故時の連絡先



公益財団法人 全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

加入申込書等、
資料請求先

専用FAX03-3597-8767

お問い合わせ
先
ご相談

03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> メールアドレス hoken@senior-ltd.com

〈取扱代理店〉 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社 担当: 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

受付時間 9:30から12:00まで
13:00から17:00まで

土、日、祝祭日、
年末年始休

老連専用「行事保険」 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

こちらは老連専用「行事保険」の重要事項説明書です。ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みいただき、本内容を申込者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※老連専用「行事保険」申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※こちらはご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「特殊な団体傷害保険の約款」をご参照ください。

※「特殊な団体傷害保険の約款」の内容については、東京海上日動のホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkankyotsu.html) にてご参照いただけます。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 特殊な団体傷害保険の商品の仕組み



この保険は、公益財団法人全国老人クラブ連合会をご契約者とし、申込者である老人クラブ連合会の行事参加者を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券は公益財団法人全国老人クラブ連合会に発行されます。申込老連には発行されません。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償や主な特約の概要等につきましては、パンフレットをご確認ください。

3 商品の概要および保険の対象となる方



【概要】

老連専用「行事保険」申込書等に記入の行事*1に参加している間*2の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

*1 興行として行われる行事や宿泊を前提とする行事等は含まれません。

*2 行事に参加している間とは、行事参加のために集合した時から解散するまでで、かつ、責任者の管理下にある期間をいいます。

※当該商品は、日射または熱射によって生ずる熱中症を補償します。

下記のすべての条件を満たす場合に限り、所定の集合場所または解散場所と被保険者の住居との通常の経路往復中に被った傷害に対しても保険金をお支払いすることができず。

・保険の対象となる方が行事に参加する目的をもって住居を出発する前にお申込者の管理する名簿により保険の対象となる方が確定していること。

・行事開催日、場所等活動状況が客観的資料により行事開催日前日までに確定できること。

【保険の対象となる方】

申込書等に記入の行事に参加している方全員*3

*3 行事参加者の一部として行事に参加する老連単位の契約も可能です。

4 保険金額の設定



保険金額・日額等につきましては、パンフレットをご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始・終了時期



保険期間および補償の開始・終了時期等につきましては、パンフレットをご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料等につきましては、パンフレットをご確認ください。

(2) 割増引制度



こちらの契約は団体割引が適用されています。割引率等につきましては、パンフレットをご確認ください。※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(3) 保険料の支払方法等



こちらの契約の支払方法は郵便払込です。郵便払込口座等につきましては、パンフレットをご確認ください。

(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

こちらの契約は払込猶予はありません。締切日等につきましては、パンフレットをご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



老連専用「行事保険」申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記入してください。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記入しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

人数(被保険者数)、他の保険契約等*1を締結されている場合はその内容が告知事項となります。

*1 この保険契約以外にご加入されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受ができない場合があります。

2 クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

行事保険は保険期間が1年を超える契約はできませんので、クーリングオフの対象外です。



3 死亡保険金受取人

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入された場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い致します。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが「お問い合わせ先」までお申し出ください。



III ご加入後におけるご注意事項



通知義務等

[通知事項]

老連専用「行事保険」申込書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく全老連保険係までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。人数(被保険者数)が通知事項となります。

[その他ご連絡いただきたい事項]

ご担当者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の全老連保険係までご連絡ください。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である全国老人クラブ連合会は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③東京海上日動と東京海上グループ各社または東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るため保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 死亡保険金受取人を保険の対象となる方の法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。



3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*1まで補償されます。
 - *1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 老連専用「行事保険」申込書を全老連保険係に送付される場合は、申込締切日までに到着するよう手配してください。到着しなかった場合は、ご加入になりません。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内に全老連保険係までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類又は証拠
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいけない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、全老連保険係までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

☐ 保険の対象となる方 ☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間 ☐ 保険料・保険料払込方法

2. 老連専用「行事保険」申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、老連専用「行事保険」申込書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

☐ 老連専用「行事保険」申込書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に、「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」についてご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

<2025年10月1日以降始期契約用>

付帯サービス

- ・サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
- ・サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間:	・法律相談	: 10:00～18:00
	・税務相談	: 14:00～16:00
いずれも土日	・社会保険に関する相談	: 10:00～18:00
祝日、年末	・暮らしの情報提供	: 10:00～16:00
年始を除く	0120-285-110	
	(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)	

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。
また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールで回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係で、ご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

詳しい補償内容については「特殊な団体傷害保険の約款」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、全老連保険係までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、全老連保険係または弊社までお問い合わせください。

東京海上日動火災保険株式会社 ホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット記載の《お問合せ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時

(土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



東京海上日動火災保険株式会社

2026年度 老連専用「行事保険」申込書

申込締切：行事開催日の1週間前（厳守）

※本申込書はホームページよりダウンロードしてお使いください。 ※太枠内は必ずご記入ください。

申込者情報	
申込日	(西暦) 年 月 日
老連名	
申込手續のご担当者名(署名)	私は、【ご加入時の同意内容について】を確認し、契約者である全老連に対して加入を申込みます。
老連所在地	(〒 -)
電話番号	
FAX番号	※全老連受付印を押印した申込書を FAXしますので正確にご記入ください

行事情報				
行事名	開催日 (予備日は記入しないでください)	☆人数 (被保険者数)	タイプ	保険料
	年 月 日	※50人以上	50円	
	年 月 日	※50人以上	50円	
	年 月 日	※50人以上	50円	
全 枚中 枚目	※ 上表に行事を書ききれない場合は、本用紙を複数枚ご利用の上、左欄に枚数をご記入ください			
払込日 月 日 ※実際の払込日を正確に記入	払込保険料 合計	円	全老連 受付印	

※ 申込後に雨天等による日程変更や行事中止が決まった場合
下欄にご記入の上、行事開催日（時間）前までに必ずFAXで届出してください。

行事名	変更前		変更後	中止（下欄○印）	全老連受付欄
	月 日	⇒	月 日	中止	
	月 日	⇒	月 日	中止	
	月 日	⇒	月 日	中止	

★[他の保険契約等（※）] あり
ありの場合は○をつけ下記に具体的な内容をご記入ください。
(※) ご加入いただく保険契約と全部または一部に対して支払い責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。他の保険規約等がある場合、そのご契約の内容によつては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

被保険者名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日	保険金額・支払限度額（ご契約金額）（万円）

【ご加入時の同意内容について】
①申込者連が全老連に連なる団体であること ②重要事項説明書の内容
③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容 ④重要事項説明書の「個人情報の取扱い」の内容
★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。